

この通信は、部会の様子をお伝えし、関連する機関のみなさまとの情報共有をめざして発行しています。

平成 24 年 5 月 16 日 **地域移行部会を開催**しました！

## 【テーマ】

『どうすすめる、今後の地域移行』  
情報交換



24 年度第 1 回の地域移行部会を 5 月 16 日に開催しました。区内外から 35 名の方に参加していただきました。ありがとうございました。

この部会は、毎回テーマを設け、障害者が安心して地域で住み続けるための基盤整備について検討しています。今回はグループに分かれ、積極的に意見交換を行いました。

## 『どうすすめる、今後の地域移行』

障害者自立支援法改正法が施行され、平成 24 年 4 月から地域移行支援・地域定着支援が個別給付化されました。今回の部会では、「どうすすめる、今後の地域移行」をテーマとし、都の体制及び地域移行体制整備支援事業について話題提供をしてもらいました。その後グループごとに意見交換を行い、最後に、各グループで話し合われた内容について全体で共有しました。



### 中部総合精神保健福祉センター 鈴木係長

鈴木係長からは、東京都における地域移行の体制についてお話をいただきました。

#### 【精神障害者地域移行体制整備事業について】

東京都の「精神障害者地域移行体制整備支援事業」の主な事業内容は、精神障害者地域移行促進事業、ピアサポートの育成及び活用、グループホーム活用型ショートステイ事業、地域生活移行支援会議と地域体制整備担当係長の配置です。

#### 【精神障害者地域移行促進事業とは】

社会福祉法人等へ委託して実施します。ピアサポーターとともに、長期入院患者に対して、「退院して地域で生活しよう」という地域移行への動機付け支援や、病院と地域をつなぐ橋渡しを行います。また 1 区市町村にとどまらず、広域にわたるネットワークを構築・強化し、円滑な地域移行・地域定着を推進していく役割を担います。

#### 【地域生活移行支援会議について】

これまでも、実施されてきましたが、年 2 回病院代表や区市町村などの関係機関と意見交換を行い、地域移行に関する情報交換や課題の共有を行います。

#### 【その他】

「地域体制整備担当係長配置」及び人材育成事業は、これまでどおり実施します。都の体制としては、事業所の病院での活動、区市町村へのつなぎ、そしてネットワークづくりになりますが、これからは区市町村が要になっていくと思います。



# サポートセンターきぬた 金川さん

金川さんからは、精神障害者地域移行促進事業を中心に、今までの動きとこれからの動きの違いについて、説明していただきました。

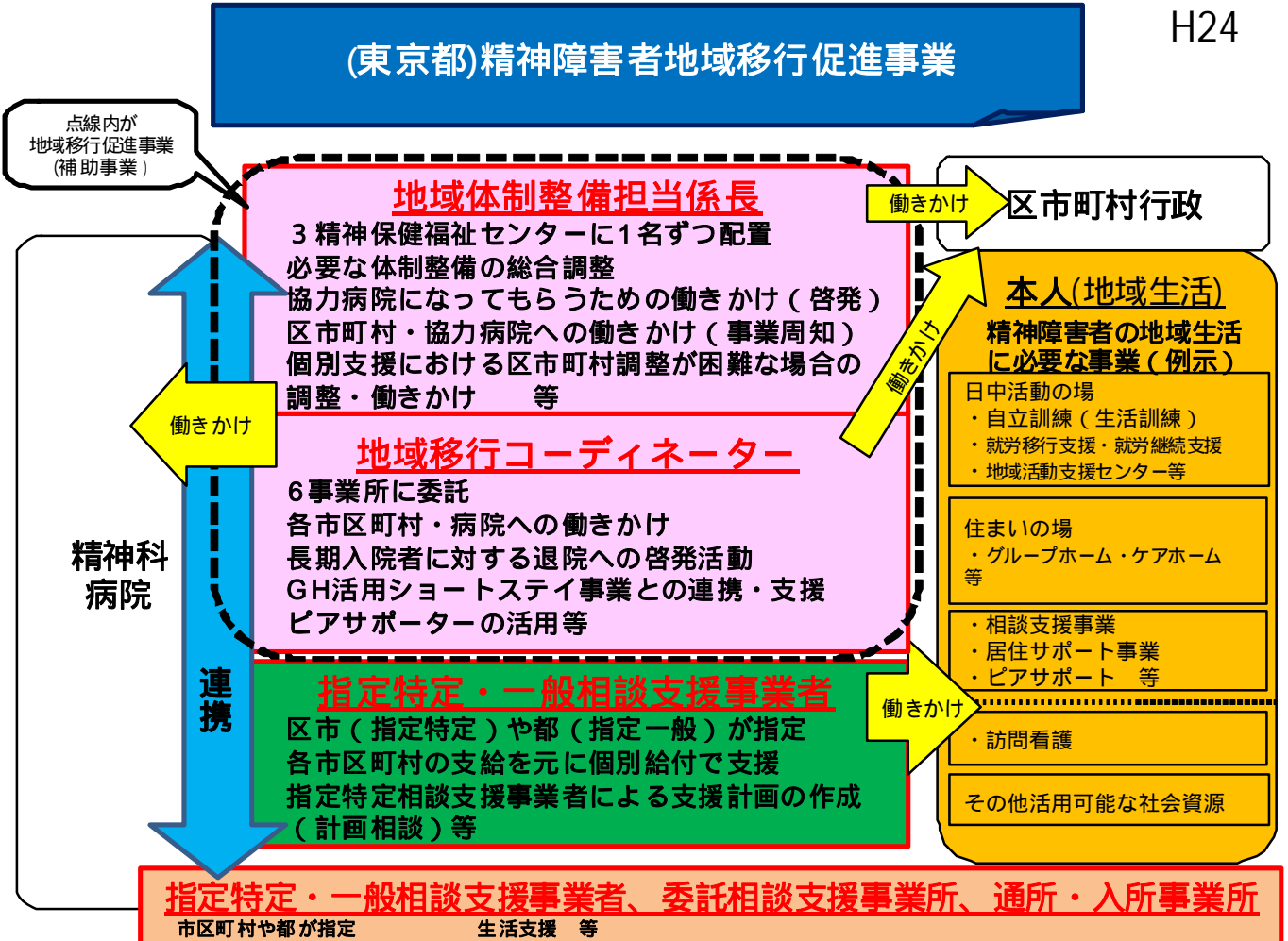
## 【今までの退院促進支援コーディネーターの動き】

今まで精神障害者退院促進支援コーディネーターとして、精神科病院へ訪問し、コーディネーターの役割や地域移行について説明する、病院から推薦された患者さんに対し個別支援を行い、退院に向けた調整を行う、退院後、地域生活の定着支援を行う、それぞれの段階で支援を行ってきました。支援を開始するためには、病院からの推薦書をもっていました。

## 【今後の地域移行コーディネーターの動き】

今後地域移行コーディネーターとしては、精神科病院へ訪問し、病院職員への普及啓発や退院可能な精神障害者の退院に向けた動機付け支援を行うこととなります。その後の退院に向けた個別支援及び地域生活への定着支援は、コーディネーターによる支援ではなく、障害者自立支援法による個別給付になります。したがって支援を開始するためには、認定調査、サービス等利用計画、支給決定が必要です。

下図は、当日の金川さんの配布資料の一部を修正したものです。





## グループで話されたことの一部をご紹介します

当日は、4つのグループに分かれて、意見交換を行いました。

### 【グループ1】

知的、精神のサービスが今まで少なかったように思います。相談の内容も多種多様で、支援者、家族からの相談が多く、当事者の姿が見えないことがあります。

3障害合同で考える必要はあっても、実際のサービス提供には難しい場合もあります（バリアフリー等）、地域移行は精神中心になってしまっているのが現状ですが、相談できる人がいる安心感があります。入院している人に対して全員になされるべき事業だと思います。

今後の見通しのイメージが見えず、介護保険制度が始まったときと同じ感じがしています。

いつの時点から個別給付が始まるのでしょうか。 本人が申請して支給決定されたら。

精神の人へのサービスがよくわかりません。家族が困ってしまっていることも多いように思います。一方で65歳になり、介護保険を使うときに急に振られても困ることもあります。

まだ支給決定されたケースはありません。今までは、直接病院のPSWから連絡が入り、動いていたと思います。お膳立てができていた中で支給決定をしていましたが、直接当事者が申請に来るとなると、どう対応していいのかわからないというのが現状です。

高齢者に対してはとても支援が手厚いと思いますが、それと比べると支援が少ないと感じます。

高齢者は支援の手が入りやすいと思います。高齢者の訪問をきっかけに、家族の中にいる精神障害者の様子もみることもできます。

精神障害の特徴として、声をあげにくいことがあげられます。支援する側は見守りつつ、必要なところでは関わるのが大切だと思います。

自立支援協議会と現場の声をつなぐ必要があると思います。



### 【グループ2】

制度改正について、現場には情報があまり届いていないように感じています。

都事業は継続するが、個別の支援については、区へ申請を出し、受給者証を出してもらうことになります。

病院側は退院してもよいと判断しているが、患者本人が退院したくない場合は？

都事業で退院を促します。申請を出す段階になると帰りたい地域の個別給付の事業所に引き継ぎます。

新しい形になると、制度がなかった時のように退院しにくくなるのではないかという意見もあります。前の制度では、地域により差が出てきてしまったところもありました。

指定一般相談支援の個別給付で見ていくことになると、申請することが前提になるのでサポートしきれなくなることもあるのではないのでしょうか？

退院を促すのは病院側の役割という話も聞いています。

ある程度の見立て、アセスメントは都事業でできるのではないかと思います。

都事業から個別給付への引継ぎが難しいのでは？

本人の気持ち揺れると、どこも引き受けられないこともあるのでは。どこの自治体が引き受けるかも、コーディネートする必要があると思います。

動機付け、不安の解消のところはフォローできるのか？6ヶ月での計画を立てられるのか？

退院意思のある方は6ヶ月でも大丈夫だと思います。ただし、動機付けとして6事業所がどう関わっているのかは、課題です。また、ピアの方に入っていただくための準備が必要であると考えています。



## グループで話されたことの一部をご紹介します Part2

### 【グループ3】

今まで、病院から事業所（コーディネーター）に相談すればよかったが、行政が窓口になり、窓口が増えて混乱中です。

65歳以上の人へのかかわりについて。以前から支援していた人が、65歳になったとき介護保険等に引継ぎが必要となっています。

退院支援だけでなく、退院した後地域に暮らし続けることを支援することにも課題があると考えます。ピアの影響は大きいと思います。持ち上がった気持ちに対する支援が大切。

### 【グループ4】

4月に特定相談支援の申請をしました。サービス利用等計画を立てたかったが、1ヶ月経過してもまだ区から返答がない。特定の申請書をひとまず書くことになったが、まだ具体的に相談を受けたり、契約するに至ることができない。地域移行の相談はまだ受けていない。

3月までに法人として特定相談支援の申請をしました。昔、相談支援事業で対応したときのマニュアルを読みながら対応している状況です。一般相談は、生保受給者の退院促進を行っていることが多い。ケースは3月から退院したり、動いているが、個別給付と関係なく対応している状態です。

精神科病院に入院している間に65歳以上になり、ADLが高かったため老人施設への入所も検討したケースがあったが、結局精神科病院へ転院されました。

自立支援協議会の事務局として参加させていただいています。総福は精神の相談を受けたことがないので、相談支援事業所をまわって学ばせてもらいたいと考えています。

基幹の委託元として参加させていただいています。現在、げんきと総福の事業運営を担当しています。

地域活動支援センターとは？ 1型：昔の生活支援センター、2型：作業所から自立支援法により変更になった施設です。

74歳の退院・在宅支援を行ったことがあります。65歳以上でも利用は可能です。介護保険優先になりますが、介護保険で対応できないところは自立支援で対応可能なため、併給可能です。

認知症よりも統合失調症と病名を出すと受け取れない老人保健施設は多いのが現状です。

フォローに1年かかったケースがありました。地域移行および地域定着では、フォローが大事になります。

## 第2部～情報交換～

「東京都精神障害者退院促進支援事業」の報告

「世田谷区セーフティネット支援対策退院促進事業」の報告

その他、自立支援協議会報告会について情報提供がありました。

今年度も、ぜひ皆様のご参加をお待ちしております。

部会で取り上げたいテーマや事例などありましたら、下記までご連絡ください。

